令和4年6月23日
厚生労働省保険局調査課

平成28年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部のデータ等に誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

ホームページ掲載のファイルは、修正後のデータに差し替えております。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正（変更箇所を抜粋）。

【事業概況】

・表 21　国民健康保険の収支状況（市町村）＝確定ベース＝

【事業概況】表 21　国民健康保険の収支状況（市町村）＝確定ベース＝

【誤】

表21　国民健康保険の収支状況（市町村）　＝確定ベース＝

科目			平成27年度 全体	平成27年度 (再掲) 医療給付分	平成27年度 (再掲) 介護分	平成28年度 全体	平成28年度 (再掲) 医療給付分	平成28年度 (再掲) 介護分	全体の対前年度増減額	全体の対前年度伸び率
			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%
収入	単年度収入	保険料（税）	29,506	26,984	2,522	28,912	26,515	2,396	▲594	▲2.0
		国庫支出金	34,509	31,595	2,914	33,947	31,209	2,738	▲563	▲1.6
		療養給付費交付金	4,433	4,433	－	3,190	3,190	－	▲1,243	▲28.0
		前期高齢者交付金	34,800	34,800	－	35,226	35,226	－	427	1.2
		都道府県支出金	11,743	10,952	790	11,821	11,078	742	78	0.7
		一般会計繰入金（法定分）	4,957	4,826	132	4,736	4,606	131	▲221	▲4.5
		一般会計繰入金（法定外）	3,855	・	・	3,298	・	・	▲557	▲14.4
		共同事業交付金	35,557	35,557	－	35,421	35,421	－	▲136	▲0.4
		直診勘定繰入金	2	2	－	1	1	－	▲0	▲19.0
		その他	486	・	・	473	・	・	▲13	▲2.7
		小計	159,848	・	・	157,026	・	・	▲2,822	▲1.8
	基金繰入（取崩）金		705	・	・	529	・	・	▲176	▲25.0
	（前年度からの）繰越金		3,112	・	・	2,661	・	・	▲452	▲14.5
	市町村債		11	・	・	4	・	・	▲7	▲63.6
	収入合計（収入総額）		163,676	・	・	160,219	・	・	▲3,457	▲2.1
支出	単年度支出	総務費	1,858	・	・	1,845	・	・	▲12	▲0.7
		保険給付費	95,539	95,539	－	92,655	92,655	－	▲2,884	▲3.0
		後期高齢者支援金	17,868	17,868	－	17,040	17,040	－	▲828	▲4.6
		前期高齢者納付金	12	12	－	12	12	－	0	0.5
		老人保健拠出金	1	1	－	1	1	－	▲0	▲21.4
		介護納付金	6,894	－	6,894	6,437	－	6,437	▲458	▲6.6
		保健事業費	1,129	1,129	－	1,123	1,123	－	▲6	▲0.6
		共同事業拠出金	35,543	35,543	－	35,406	35,406	－	▲137	▲0.4
		直診勘定繰出金	73	73	－	72	72	－	▲1	▲1.0
		その他	1,498	1,486	12	951	946	5	▲547	▲36.5
		小計	160,415	・	・	155,542	・	・	▲4,873	▲3.0
	基金積立金		432	・	・	413	・	・	▲19	▲4.4
	前年度繰上充用（欠損補填）金		936	・	・	962	・	・	26	2.8
	公債費		19	・	・	9	・	・	▲10	▲53.1
	支出合計（支出総額）		161,802	・	・	156,925	・	・	▲4,877	▲3.0
収支差引額	収支差引合計額（収入総額－支出総額）		1,874			3,294			1,420	
	単年度収支差引額 A		▲568			1,484			2,051	
	国庫支出金精算額等 B		784			▲419			▲1,204	
	精算後単年度収支差引額 A+B		217			1,065			848	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C		3,039			2,526			▲513	▲16.9
	決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 A+B−C		▲2,822			▲1,461			1,361	
基金積立金等			4,378			5,417			1,039	

（注１）端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

（注２）前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成26年度の精算は平成28年度に、平成27年度の精算は平成29年度にそれぞれ行われる。

（注３）「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

（注４）「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）
－(繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)

（注５）医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成28年度で1,504億円となる。

（注６）一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）、保険基盤安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

（注７）一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。
①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、
②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。

【正】

表21　国民健康保険の収支状況（市町村）　＝確定ベース＝

科目			平成27年度 全体	平成27年度（再掲）医療給付分	平成27年度（再掲）介護分	平成28年度 全体	平成28年度（再掲）医療給付分	平成28年度（再掲）介護分	全体の対前年度増減額	全体の対前年度伸び率
			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%
収入	単年度収入	保険料（税）	29,506	26,984	2,522	28,912	26,515	2,396	▲594	▲2.0
		国庫支出金	34,509	31,595	2,914	33,947	31,209	2,738	▲563	▲1.6
		療養給付費交付金	4,433	4,433	－	3,190	3,190	－	▲1,243	▲28.0
		前期高齢者交付金	34,800	34,800	－	35,226	35,226	－	427	1.2
		都道府県支出金	11,743	10,952	790	11,821	11,078	742	78	0.7
		一般会計繰入金（法定分）	4,957	4,826	132	4,736	4,606	131	▲221	▲4.5
		一般会計繰入金（法定外）	3,855	・	・	3,298	・	・	▲557	▲14.4
		共同事業交付金	35,557	35,557	－	35,421	35,421	－	▲136	▲0.4
		直診勘定繰入金	2	2	－	1	1	－	▲0	▲19.0
		その他	486	・	・	473	・	・	▲13	▲2.7
		小計	159,848	・	・	157,026	・	・	▲2,822	▲1.8
	基金繰入（取崩）金		705	・	・	529	・	・	▲176	▲25.0
	（前年度からの）繰越金		3,112	・	・	2,661	・	・	▲452	▲14.5
	市町村債		11	・	・	4	・	・	▲7	▲63.6
	収入合計（収入総額）		163,676	・	・	160,219	・	・	▲3,457	▲2.1
支出	単年度支出	総務費	1,858	・	・	1,845	・	・	▲12	▲0.7
		保険給付費	95,539	95,539	－	92,655	92,655	－	▲2,884	▲3.0
		後期高齢者支援金	17,868	17,868	－	17,040	17,040	－	▲828	▲4.6
		前期高齢者納付金	12	12	－	12	12	－	0	0.5
		老人保健拠出金	1	1	－	1	1	－	▲0	▲21.4
		介護納付金	6,894	－	6,894	6,437	－	6,437	▲458	▲6.6
		保健事業費	1,129	1,129	－	1,123	1,123	－	▲6	▲0.6
		共同事業拠出金	35,543	35,543	－	35,406	35,406	－	▲137	▲0.4
		直診勘定繰出金	73	73	－	72	72	－	▲1	▲1.0
		その他	1,498	1,486	12	951	946	5	▲547	▲36.5
		小計	160,415	・	・	155,542	・	・	▲4,873	▲3.0
	基金積立金		432	・	・	413	・	・	▲19	▲4.4
	前年度繰上充用（欠損補填）金		936	・	・	962	・	・	26	2.8
	公債費		19	・	・	9	・	・	▲10	▲53.1
	支出合計（支出総額）		161,802	・	・	156,925	・	・	▲4,877	▲3.0
収支差引額	収支差引合計額（収入総額－支出総額）		1,874			3,294			1,420	
	単年度収支差引額 A		▲568			1,484			2,051	
	国庫支出金精算額等 B		784			▲419			▲1,204	
	精算後単年度収支差引額 A+B		217			1,065			848	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C		3,039			2,516			▲523	▲17.2
	決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 A+B−C		▲2,822			▲1,451			1,371	
基金積立金等			4,378			5,417			1,039	

（注１）端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

（注２）前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成26年度の精算は平成28年度に、平成27年度の精算は平成29年度にそれぞれ行われる。

（注３）「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

（注４）「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）

－(繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)

（注５）医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成28年度で1,504億円となる。

（注６）一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）、保険基盤安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

（注７）一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、

②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。